

日火連短信

令和5年2月16日第198号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

昨年12月9日から本年1月7日（土）まで、警察庁と国土交通省から同時に爆薬の無届運搬数量見直しに関連するパブリックコメント（法令改正に関する意見募集）が実施されましたが、その法令改正が本日付の官報（号外）に掲載されました。

一昨年4月に火薬類の貯蔵時における換算値等の見直しが行われたのを機に、当会から警察庁に対して『火薬類の運搬に関する内閣府令』における爆薬の無届運搬数量100kgを含水爆薬およびANFOは120kgとする見直しを要請してきたものが、実を結んだものです。

官報掲載内容の概要は、次の通りです。

1. 内閣府令第14号：施行期日は、令和5年3月1日です

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

- （1）第2条（運搬の届出） 火薬類の運搬の届出のため提出する「火薬類運搬届」「運搬計画表」の枚数が各2通であったものが、各1通となりました。
- （2）第10条（運搬の届出を要しない数量） 別表第一の爆薬の部分が変更されました。

【従来】

区 分	数 量
爆 薬	薬 量 100キログラム

【改正】

区 分	数 量
爆 薬	硝安油剤爆薬・含水爆薬 薬量 120キログラム
	上記以外の爆薬 薬量 100キログラム

2. 国土交通省令第3号：施行期日は、令和5年3月1日です

火薬類運送規則第5条（表示）

【従来】火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬、若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類（別表の種類をいう）、・・・を明りょうに表示して運送しなければならない。

別表（第3条、第5条、第10条、第12条、第15条、第30条関係）

区 分	種 類	数 量
爆 薬	爆 薬	薬量 100キログラム

【改正】火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬、若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類、・・・を明瞭に表示して運送しなければならない。

別表（第3条、第10条、第12条、第15条、第30条関係）

区 分	数 量
爆 薬	硝安油剤爆薬
	含水爆薬
	前記以外の爆薬
	薬量 120キログラム
	薬量 100キログラム